

総務常任委員会資料
2020年（令和2年）9月25日
総務局税務室税制課

議案第72号関連資料

明石市市税条例の一部改正（案）について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として税制上の特例措置を講じるとともに、令和2年度税制改正における地方税法等の一部改正を受けた所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2. 概要

(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症について、税制面から必要なサポートを行うため、個人市民税に係る寄附金税額控除の対象を次の通り拡大します。

① 中止となったイベント代の払戻請求権を放棄した場合の代金相当額

対象：令和2年2月～令和3年1月に国内で中止されたイベント

目的：イベント事業者の操業資金の確保

内容：当該相当額について所得税の寄附金税額控除が新たに適用されることから、個人市民税においても同様の措置をとります。

② ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金に対する寄附

対象：当該基金の創設日以降に同基金に対して行った寄附

目的：感染症対策の最前線に立つ医療従事者の支援

備考：あかし支え合い基金に対する寄附は、国・地方公共団体に対する寄附（いわゆる「ふるさと納税」）に含まれます。

(2) 先端設備に係る固定資産税の課税標準の特例

中小事業者等の生産性革命を実現するため、かねてより一定の条件を満たす先端設備投資について固定資産税の課税標準を軽減する措置が講じられているところ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも先端設備投資を行った中小事業者等を支援する観点から、現行の制度が拡充されたものです。制度の趣旨に鑑み、本市では拡充された部分の固定資産税についても、課税標準を現行と同じく零とするものです。

現行：機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備

新制度：現行の対象資産、事業用家屋、構築物

(3) 軽自動車税環境性能割の税率に係る臨時的軽減措置の延長

軽自動車購入時に自動車の燃費性能等に応じて課税される環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月間延長するとともに、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。

(4) ひとり親に係る控除制度の創設

寡婦(寡夫)控除における男女間の格差を見直すとともに、これまで控除対象外であった未婚のひとり親についても、寡婦(寡夫)と同様の取り扱いとします。

現行

本人の性別	本人の所得等 扶養親族	配偶者と死別		配偶者と離別		未婚のひとり親
		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万
女性	子を扶養	30万	26万	30万	26万	—
	子以外を扶養	26万	26万	26万	26万	—
	扶養親族無し	26万	—	—	—	—
男性	子を扶養	26万	—	26万	—	—



改正後

本人の性別	本人の所得等 扶養親族	配偶者と死別		配偶者と離別		未婚のひとり親
		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万
女性	子を扶養	30万	—	30万	—	30万
	子以外を扶養	26万	—	26万	—	—
	扶養親族無し	26万	—	—	—	—
男性	子を扶養	30万	—	30万	—	30万

※控除額が30万円の部分がひとり親控除、控除額が26万円の部分が寡婦控除

(5) その他地方税法の改正に伴う措置

○新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例

当該感染症の影響で収入が前年同期比 20%以上減となった者に対して、無担保かつ延滞金免除となる徴収猶予を創設します。(令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 2 月 1 日に納期限を迎える徴収金が対象)

○中小事業者等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が 30%以上減少した中小事業者等が所有する固定資産について、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する措置を講じます。(令和 3 年度課税分が対象)

○一部延滞金の割合の引下げ

市中金利の低迷を鑑みるとともに、より納税しやすい環境を整える面から、徴収猶予(特例を除く)に係る延滞金及び法人市民税の納期限の延長に係る部分の延滞金の割合を 0.5 ポイント引き下げる措置を講じます。(令和 3 年 1 月 1 日以降の期間に対応する延滞金が対象)

(6) 今回の緊急経済対策に係る減収補填措置

今回の緊急経済対策においては、次の通り補填されます。

○全額国費による補填

- ・先端設備に係る固定資産税の課税標準の特例
- ・軽自動車税環境性能割の税率に係る臨時的軽減措置の延長
- ・中小事業者等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

3. 施行期日

公布日施行

ただし、次に掲げる措置については、それぞれの施行日とします。

○令和 3 年 1 月 1 日施行

- ・新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例
- ・ひとり親に係る控除制度の創設
- ・一部延滞金の割合の引下げ